

# 令和4年度県税改正のお知らせ

令和4年度県税改正の主なものは次のとおりです。

税目	内容											
個人県民税	住宅ローン控除（所得税から控除しきれなかった額を控除）	控除限度額を見直しの上、令和4年から令和7年までの入居者に適用										
法人事業税	資本金1億円超の普通法人の所得割の税率の見直し	年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>400万円以下の部分</td><td>0.4%</td><td rowspan="2">1%</td></tr><tr><td>400万円超800万円以下の部分</td><td>0.7%</td></tr></tbody></table>	区分	税率		改正前	改正後	400万円以下の部分	0.4%	1%	400万円超800万円以下の部分	0.7%
	区分	税率										
改正前		改正後										
400万円以下の部分	0.4%	1%										
400万円超800万円以下の部分	0.7%											
	付加価値割における賃上げへの対応	法人税における賃上げ税制に合わせ、継続雇用者の給与総額を3%以上増加させた法人に対して、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値割額から控除（2年間の時限措置）										
不動産取得税	宅地建物取引業者に対する新築住宅のみなし取得時期の特例措置（6月→1年）の延長	特例措置を2年延長										
	住宅用土地に対する軽減措置を受けられる場合の土地の取得から新築までの期間要件に係る特例措置（2年→3年）の延長	特例措置を2年延長										
	新築の認定長期優良住宅に係る軽減措置（価格から1,300万円控除）の延長	軽減措置を2年延長										

▶ 詳しくは県税ホームページに掲載しています。#

(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/top.html>)